

介護保険負担限度額認定について（お知らせ）

介護保険負担限度額認定申請に係る預貯金判定の取扱いについて、下記のとおり取扱いを変更することとしましたので、よろしくお願いいたします。

変更事項① 最終残高の記載日の時点

変更後	変更前
申請日の直近2ヶ月以内の期間	申請日の直近

変更事項② 添付する通帳の写しの期間

変更後	変更前
最終残高の記載日から2ヶ月前までの期間	申請日から遡って2ヶ月以内の期間

※直近2ヶ月以内に出入金が無い場合は、最新の取引日から2ヶ月以内のページの写しが必要です。

※市ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

（「介護保険施設入所時の食費・居住費軽減」で検索してください。）